公園等愛護里親会

活動マニュアル

「地域の公園は地域で守ろう」



令和６年度

小山市公園緑地課

目　　次

１．公園等愛護里親会とは

（１）公園等愛護里親会の創設目的 １

（２）活動の内容 １

（３）公園等愛護里親会ができるまで １

（４）公園等愛護里親会への支援 ２

①助成金

②物品支援

（５）活動中の保険 ２

①加入手続き

②保険料

③万が一事故が発生したら

④保険の種類と補償内容

⑤対象とならない主な活動

２．公園等愛護里親会の活動方法

（１）活動の前に ４

①体をほぐす

②ケガをしない服装

③役割分担

④熱中症対策

⑤簡単な救急セットの用意

（２）いろいろな活動 ５

①花壇づくり

②中低木類の管理

③除草

④清掃

⑤堆肥づくり

⑥利用調整

⑦利用マナーの指導

⑧遊具等の安全点検

⑨行事・イベントの開催

⑩公園等愛護里親会のＰＲ

３．公園等愛護里親会助成金の使い道について １１

４．公園等愛護里親会についてのＱ＆Ａ １２

５．市への手続き・報告 １４

（１）結成届

（２）助成金交付申請書

（３）活動実績報告書

６．里親会に関連する法律や条例及び許可手続きについて

１５

（１）都市公園法

（２）小山市都市公園条例

（３）小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な

特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

（４）小山市環境美化条例

（５）公園内行為許可について

（６）公園占用許可について

７．小山市の公園と公園に関する担当部署について １７

（１）小山市の公園

（２）公園の種類

①幼児公園

②街区公園

③近隣公園

④地区公園

⑤総合公園

⑥運動公園

⑦特殊公園

（３）担当部署

１　公園等愛護里親会とは

**（１）公園等愛護里親会の創設目的**

小山市の公園等愛護里親会制度は公園の管理・清掃等を自発的に行う地域の団体に助成金を交付し、市民のボランティア活動の活性化を図るとともに、公園愛護の普及を目的としています。これにより、公園の安全で快適な利用を促進しようとするものです。

**（２）活動の内容**

市内には開発行為によって作られた小さな公園から、小山総合公園のような大きな公園までたくさんの公園があります。それらの公園について、多くの皆様が様々な活動を行っています。毎日のように公園清掃を行っている団体や公園を利用して地域のイベントを行っている団体もあります。

公園は地域の皆様の共通の財産です。その公園の価値を高めるための活動を行っているのが公園等愛護里親会です。（以下、「里親会」とします。）

里親会の活動は、「公園のためになる」とともに「自分たちの住むまち全体を楽しい場所にする」という活動でもあります。

具体的な活動内容は、公園の近隣の方々（自治会など）が中心となり、地域の公園としての愛着を持ち、地域で管理できるよう、主に日常の清掃や除草、樹木への水やり、遊具などの公園施設の簡単な点検、公園利用者へのマナー指導などをお願いしています。

また、花壇の設置・管理、植栽の管理、公園を利用した様々な地域行事を行っているところもあります。

**（３）公園等愛護里親会ができるまで**

公園を管理する市と自治会など地域の方が話し合って結成するのが一般的です。新しくできる公園では、公園を作る時から地域の皆様の意見を取り入れて地域の特性に合った公園を計画し、完成と同時に里親会を結成していただいています。

結成することが決まれば、活動内容や会長などの役員を決め、規約を定めていただくとともに結成届の提出をお願いします。里親会の構成母体は

○自治会全体で結成

○自治会の一部（育成会・老人会など）や班での結成

○マンションの管理組合で結成

○地域住民の有志の皆様での結成

など様々な形態がありますが、どのような形で結成するかは地域の特性を十分考慮していただき、活動が活発・円滑に行われるよう、地域の皆様にお任せしています。

最近では、市民活動や企業の社会貢献活動が盛んになっていることから市民活動団体や企業が里親会を結成することもできるようになっています。結成にあたっては、地域の方々の理解や協力が必要です。

**（４）公園等愛護里親会への支援**

小山市では活動に対して助成金のみの支援だけではなく、技術支援や物品の提供などの支援を行っています。

①助成金

助成金は公園愛護活動に対する謝礼金の意味で公園の規模に応じて年に１度お支払いしています。

|  |  |
| --- | --- |
| 公園規模 | 助成金（１箇所当たり） |
| 幼児公園（開発公園） | ７，０００円 |
| 街区公園以上 | ２１，０００円 |

②物品支援

里親会活動に必要な道具やごみ袋等の消耗品をお渡ししています。また、除草や剪定に必要な用具を貸出しています。

○消耗品

ごみ袋（４５ℓ，７０ℓ）・ちりとり・ほうき・トイレットペーパー

たわし・モップ・バケツ・トイレ洗浄剤・除草剤

○貸出用具

高枝切はさみ・太枝切はさみ・剪定はさみ・草刈り鎌・手のこぎり

刈込みはさみ・高枝のこぎり

※支援物品は、時期によってお渡しするまでにお時間をいただく場合があります。また、希望する量が多い場合には調整させていただく場合があります。

**（５）活動中の保険**

活動中の怪我や物損に対して、小山市市民活動災害補償保険制度があります。

①加入手続き

小山市が市の市民活動を対象に保険に加入していますので、事前の加入手続きは必要ありません。

②保険料

市が保険料の負担をしていますので、保険料を支払う必要はありません。

③万が一事故が発生したら

市役所公園緑地課までご連絡のうえ、「市民活動災害補償保険事故報告書」により事故発生日より２週間以内にご報告願います。書類の提出が遅れると保険が適用になりませんので、お気をつけください。

④保険の種類と補償内容

傷害保険（活動中の事故で、活動者が死亡、負傷したとき）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 保険金額 |
| 死亡 | １名　　　　５００万円 |
| 後遺障害 | １名　１５～５００万円 |
| 入院 | １日につき３，０００円（事故の日から１８０日まで） |
| 通院 | １日につき２，０００円（事故の日から１８０日以内の通院で９０日まで |

損害賠償責任保険（指導者等の過失により法律上の賠償責任を負ったとき）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 保険金額 |
| 身体賠償 | １名　　　　　６千万円  １事故　　　　　３億円 |
| 財物賠償 | １事故　　　５００万円 |
| 保管物賠償 | １事故　　　１００万円 |

⑤対象とならない主な活動

傷害保険：・本人の故意または重大な過失

　　　　　　　　　・無免許運転中、飲酒運転中

・自殺行為・犯罪行為・闘争行為等。

　　　　　　　　　・むちうち症、腰痛その他の症状がある場合でも、それを裏付ける医学的他覚所見がないと支払いの対象になりません。

損害賠償責任保険：・地震・噴火・洪水・津波などによるもの。

・指導者等の同居の親族に対して負担するもの

２　公園等愛護里親会の活動方法

**（１）活動の前に**

①体をほぐす

除草や清掃など軽い活動を行う場合でも、準備体操やストレッチを行い、ケガを未然に防ぎましょう。

②ケガをしない服装

虫刺されや日除けを防ぐため、夏でも長袖、長ズボンで活動することをお勧めします。公園は小さなこどもたちが遊ぶことから、体に悪い殺虫剤は極力使用しないようにしています。虫刺されにはご注意ください。

また、帽子を使用すると直射日光を避けるだけでなく、万が一、頭部に物が当たった場合でも衝撃を和らげます。

③役割分担

活動を始める前に、リーダーの人から「今日は何をどのようにするのか」を全員に説明したうえで、役割分担を行いましょう。

役割や活動場所を明確にすることにより、活動を効率的かつ安全に行うことができます。

特に、新しい人や慣れない人が参加する場合には説明を十分にしましょう。また、作業途中でも声をかけるなどの配慮をしてあげましょう。

お子さんやお年寄りには無理のない作業をお願いしましょう。

④熱中症対策

水分の補給をしないで活動した場合は、脱水症状や熱中症にかかってしまうことがあります。活動前に水文を補給していただくとともに、長時間の活動となる場合は、途中日陰で休憩するなどして、こまめに水分や塩分の補給をしましょう。

夏場だけでなく。５月頃から１０月上旬位までは注意が必要です。特に、急激に気温が上がった日やその次の日の対策も必要です。

⑤簡単な救急セットの用意

除草の際などに鎌の使い方を誤って手を切ってしまうことがあります。また、転倒等ちょっとしたことで手や足にケガをしてしまうことがありますので、あらかじめ消毒液や絆創膏などの簡単な救急セットを用意しておきましょう。

**（２）いろいろな活動**

里親会活動には様々な活動がありますが、代表的な活動について説明します。これらの活動の他にも、地域の特性を活かして独自の活動も模索してみてください。現時点で、自分たちでできる範囲の活動を行ってください。

1. 花壇づくり

公園は「地域の庭」であり、地域の皆様の共有の財産です。その庭に咲く伸び伸びと育つ季節の花々は、公園の魅力の一部と言えます。里親会を中心に地域の方々の庭に咲く花を手入れしてみましょう。公園の利用者が増え、前よりもにぎやかな公園になり、ごみのポイ捨てや悪戯が減ります。また、里親会を知らない人たちに里親会のＰＲをすることができます。これにより、里親会活動に参加する人が増えていきます。

1. 中低木類の管理

サツキ・ツツジなどの低木類は、適期に刈り込みなどの管理を行うことにより、毎年綺麗な花を咲かせることができます。また、木の高さを常に低くして見通しを良くすることにより、安全・安心な公園づくりを行うことができます。

1. 除草

除草の一番の目的は、雑草を取り除くことで公園内の見通しを確保したり、公園の美観を良くすることです。公園が雑草で覆いつくされてしまうと遊べる場所がなくなり、利用者も少なくなってしまいます。

除草を行うときは、鎌や窓ホー（円形のクワ）、根切こて（除草フォーク）などを用いて、雑草を根ごと取り除くのが基本ですが、雑草の生え方や参加者の力量に合わせてできる範囲で行ってください。生育が活発になる春から夏にかけては、地域に活動をＰＲして応援を募るなど、たくさんの人数で、できるだけ短時間で終わるように工夫をすることがポイントです。



　　　「注意」してください！

　　　　里親会の中には、刈払機（草刈機）などの機械類を使用した活動を行っているところもあります。機械を使用するのは効率的ですが、逆に危険性も非常に高くなります。機械を使う場合は、機械の取扱いに熟知した人が指導を行うなど、安全確保に十分配慮してください。

除草を行うもうひとつの方法は除草剤の散布です。市では里親会で必要な除草剤を配布しておりますのでお声かけください。現在使用している除草剤は、土の中に入ると速やかに分解され、生物への害がほとんどなくなります。しかしながら、散布中及び散布直後はマスク、ゴム手袋を装着するなど、十分に注意してください。また、散布量も除草剤の説明書をよく読んでいただき、適正な量の水で希釈してから散布をお願いします。散布方法等についてわからない点があれば市に相談してください。

除草後の草が多量に出て、処分に困った場合には、ビニール袋に入れて公園の角に置いていただければ回収に行きますので、市まで連絡をお願いします。

1. 清掃

いつもきれいな公園は、近所の方々のおしゃべりの場になったり、子ども達が遊びにやってきたり、ベンチで読書をしたりと、地域の皆様の憩いの場となります。

清掃によって、公園がきれいになると・・・

○公園の利用者が増える

○子どもや幼児が安心して遊べる

○公園内のポイ捨てが減る

○不審者が現れない

といった効果があります。また、公園は「地域の鏡」と言われています。ゴミが散乱している公園やトイレが常に汚い公園は、地域のイメージダウンにもつながりかねません。市民の皆様が気持ちよく過ごせる公園を目指していきましょう。

1. 堆肥づくり

清掃を行って集まった落ち葉や、除草作業で刈り取った草は、そのままゴミとして捨ててしまわずに、公園の一角に堆肥置き場を作って堆肥（腐葉土）としてリサイクルすることができます。

落葉で堆肥を作ると・・・

○落葉掃除のごみ処理が楽になる

○落葉をリサイクルすることでゴミが減量できる

○花壇に使用して公園内の植物を元気にすることができる

といった効果があります。でも、設置場所を間違えたり、管理が不十分ですと、不快害虫が発生したり、不快な臭いが発生したり、公園の美観を損ねるといったトラブルが発生しますので注意してください。また、堆肥置き場を設置する際は公園内の占用許可申請を受ける必要があります。

1. 利用調整

公園を地域の人たちで主体的に活用していただくため、必要に応じて、地域の人たちに利用調整を図っていただくことがあり、その中心的な役割を果たすのが里親会になります。

正式な公園の利用許可については市に申請し、市が許可を出していますが、許可を受けた者が絶対的に使用するというのではなく、地域で話し合いながら部分的に譲り合いの精神で利用すると里親会の活動も楽しいものになります。

例えば・・・

「保育園の子どもたちが毎週水曜日の午前中に散歩をしているが、途中の公園で一休みしたいと思っても年配の方々がグランドゴルフをしていて利用できない」ということがあります。そんな時、里親会が年配の方々に声をかけ、「保育園の子ども達が来る時間はグランドゴルフを一休みしませんか？」と相談していただいて解決することは、地域のことを熟知している里親会だからできることです。

【グランドゴルフ】

最近は、地元の自治会老人会等が主体となって公園を利用したグランドゴルフが盛んに行われおり、健康増進のために大いに寄与されています。地域の公園なので、地域の方々が自由に使用することに許可は必要無いかと思われます。しかしながら、公園の一部を専用して使うことになりますので「公園内行為許可申請書」の提出が必要になりますのでご理解願います。なお、使用時間帯については、子どもたちの利用を考慮して、原則的に平日の午前中でお願いしています。

1. 利用マナーの指導

子ども達が危険な遊びをしている、犬を放している、ゴミを放置したままで帰ろうとしているなどの危険な行為やマナーに反する行為を見つけた場合は、できる範囲でマナー指導の呼びかけをお願いします。

呼びかけを行う場合は・・・

○自分からあいさつをする。

○できるだけ２人以上で声をかける。

○やさしく話しかける。

○聞き入れてくれない場合は、とりあえずそれ以上注意をしない。

【無理をしない】

利用マナーの指導は相手の状況によってはトラブルにつながる可能性があります。地域の状況や里親会の今までの活動内容に合わせて、できる範囲で行ってください。また、簡単な声かけではなく、相手の行動を制限するような指導の場合は、複数のメンバーで行動することをお勧めします。

1. 遊具等の安全点検

小山市では、定期的（１年に１度）に公園施設や遊具の点検を行っています。点検に基づき、優先順位を決めて修繕を行っています。しかしながら、いたずらや破壊行為、思いもつかないような利用の仕方によるケガ等については完全に防ぐことができません。また、点検時は問題がなくてものちに危険な状態になってしまうこともあります。

里親会の皆さんが、日頃の活動の中で、遊具の簡単なチェックや、子どもの遊びを見守っていただきますようご協力をお願いします。危ないな？と感じたら遠慮なく市までご連絡ください。

・よい危険と悪い危険

公園の遊び場には２つの種類の危険が潜んでいます。

ひとつは、割れたガラスが落ちていたり、遊具のねじがゆるんでいたりといった、遊んでいる子どもには見つけにくく、放置すればけがや事故につながりかねない危険（ハザード）です。

もうひとつは、子どもが自ら察知し、挑戦するかどうか自分で決めることができるなど、子どもの成長を促すよい危険（ベネフィット・リスク）です。

子どもにとって公園は大切な遊びの場です。遊びを通して危険を判断する能力や対処方法などを学んでいきます。子どもたちの遊びを見守っていただく際には、ハザードを確実に取り除くとともに、遊びの価値を尊重しながらベネフィット・リスクを適切に管理し、冒険や挑戦をする子どもたちを見守っていくことも重要なことと考えられます。

1. 行事・イベントの開催

公園という「地域の庭」を活用して、皆様の公園でも様々なイベントを開催してみましょう。

近隣の小学校や保育園・幼稚園、育成会などとタイアップして、いろいろなイベントを行っている里親会があります。

清掃や花壇づくりなどと組み合わせて実施すると里親会活動のＰＲにもなります。

《イベントに関するＱ＆Ａ》

Ｑ：イベントに伴い、車を公園内に乗り入れたいのですが？

Ａ：イベント実施の許可申請時に公園緑地課にお声かけください。公園内への車の乗入れは原則としてできませんが、イベント開催に伴う物品を運搬する場合には、必要最低限の車を乗り入れすることができます。公園入口の車止めに鍵がかかっていることがありますので、市から鍵を借り受けてください。

Ｑ：イベントで焼きそばを焼くために火を使用したいのですが？

Ａ：公園内で火気を使用することは原則としてできません。公園でバーベキューを行いたいと問い合わせがありますが、全てお断りしています。しかし、里親会や自治会が主催する地域のイベントであれば行うことができますので、市までご相談ください。また、火災と紛らわしい煙または火災を発生する恐れがある場合には、消防署に「火煙発生届」の提出が必要になります。

Ｑ：公園内で花火はできますか？

Ａ：市販の子ども用花火などであれば可能です。地域の皆様がグループ・個人で行うもので危険性がなく、あまり遅い時間までは行わないなど、他の公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないものについては、原則として公園内行為の申請は必要としません。ただし、打ち上げ花火やロケット花火、バクチクなどの他人に危害が及ぶ恐れがあるものや、騒音を発生するものは禁止です。また、花火をする際は水を用意し、燃え移るものがないところで行ってください。

Ｑ：イベント時に露天商を入れてもいいの？

Ａ：公園内における販売行為は原則として禁止させていただいています。しかしながら、イベントの開催要項等で物品の販売が決定されていれば可能ですので、市に問い合わせてください。

Ｑ：地域の団体以外の団体はイベントを開催できるの？

Ａ：使用条件が整えば利用は可能です。ただし、里親会や自治会の了解を得ることも条件とします。

1. 公園等愛護里親会のＰＲ

里親会活動のＰＲは発展的な活動ですが、

○地域の人たちに活動を理解してもらう

○活動への新たな参加者を増やす

○ＰＲ不足による不要なトラブルを回避する

ためにも、できる範囲でＰＲを積極的に行うようお願いします。

《里親会の活動をＰＲするための３つのステップ》

●ステップ１

清掃活動やイベントの日時を周知するだけでなく、公園利用者に、公園を利用できない日時を知らせる役目にもなります。

活動やイベントへの参加者を増やすためにも、チラシやポスターの掲示、自治会の回覧板を利用するなど、事前のＰＲを行いましょう。

●ステップ２

熱心に活動していても、里親会の存在を知らない人にとっては、「誰が何のためにしているのかわからない」ことがあります。誰が何のために行っているのかを看板などを使ってさりげなくＰＲしましょう。

また、活動に参加していないからといって厳しく接するのではなく、やさしく接する気持ちを持ちましょう。参加したくても、きっかけが無い人も多くいるのではないでしょうか。

●ステップ３

大きな活動が終わった後や、年度の最後に「こんなことをやりました。こんな人が参加してくれました」といった報告をまとめて、公園内に掲示したり、自治会内の回覧板などで紹介していきましょう。

３　公園等愛護里親会助成金の使い道について

里親会の活動に必要な経費（の一部）として助成するもので、使途は明確に限定していませんが、市から支払われる公金という性格上、里親会においても適切な執行をお願いします。

また、できる限り領収書を保管し、さらに毎年、会計報告を公開するなど、里親会費の使途を明確にしておきましょう。

|  |  |
| --- | --- |
| 使い道 | 適否 |
| 活動の際の飲物代など | ○ |
| 支給物品以外の道具 | ○ |
| 里親会主催の行事 | ○ |
| 会議・打合せの資料作成や茶菓子代 | ○ |
| 行政との連絡に必要な切手、電話、交通費 | ○ |
| ゴミ袋や除草剤などの消耗品 | △ |
| 草刈り鎌、高枝切りハサミなどの道具・用具 | △ |
| 忘年会などの経費の一部 | × |
| 個人的な物品の購入 | × |
| 活動に参加する団体への謝礼的な経費の支出 | × |
| 政治団体・宗教団体への支払い | × |
| 各種行事への協賛金 | × |
| 参加者への活動手当て | × |

○：問題の無い使途です。

△：一部現物支給、貸出をしているものもありますので、一度公園緑地課に問い合わせてください。不足する場合には里親会で購入してください。

×：この使い道はできるだけ避けてください。（会費等の里親会独自の収入があり、それを充当する場合はこの限りではありません。）

４　公園等愛護里親会についてのＱ＆Ａ

Ｑ：消耗品等の物品はどの程度もらえますか？

Ａ：希望する数量をお渡ししますが、現在お持ちの物品や参加人数・活動内容によって数を調整させていただく場合もあります。

Ｑ：消耗品はどこに行けばもらえますか？

Ａ：公園緑地課にて配布しています。物品と引き換えに受領証を記入いただきますのでご了承ください。貸出用具を借りる際も公園緑地課にてお貸しします。

Ｑ：年度当初から助成金を支払っていただくのは可能ですか？

Ａ：里親会助成金の交付にあたっては、提出していただいた書類により、４月１日現在における里親会の存続や活動状況、役員や口座の変更を把握する必要があるため、お支払いは７月頃となります。

Ｑ：里親会助成金は繰り越してもいいですか？

Ａ：繰り越しても大丈夫です。繰り越した予算は、翌年度の里親会助成金支給までの活動に使用してください。大きな行事や物品の購入を計画されても良いと思います。

Ｑ：公園利用者に対して里親会活動のPRをしたいが、看板等は設置してもらえるのですか？

Ａ：活動団体名を入れたプレートの作成が可能です。公園緑地課までご相談ください。

Ｑ：新しく会長になったばかりで、里親会の制度や活動の方法がわからないのですが？

Ａ：前会長からの引継ぎを密に行ってください。ご不明な点がありましたら、どんなことでも公園緑地課までご相談、お問合せください。

Ｑ：老人会や育成会だけで里親会活動をしていましたが、参加者が減ってきてしまい、活動が難しくなってしまったのですが、どうすれば良いですか？

Ａ：公園緑地課にご相談ください。地域の他団体への働きかけや新たな活動の展開方法について、一緒に考えて行きます。

Ｑ：市の委託業者が行う草刈や樹木の剪定の日程を教えて欲しい。

Ａ：委託業者からは年間の計画が提出されていますので、問い合わせがあれば答えられるようになっています。また、業者には除草剤や殺虫剤散布の作業の前に日時などを地元の皆様に現地に表示してお知らせするよう指示をしています。ただし、緊急の作業や天候の関係で変更する場合などで、お知らせができない場合もありますのでご了承ください。

Ｑ：どうして銀行口座が必要なのですか？

Ａ：助成金の振込み先として必要になります。原則として、自治会や育成会などの口座ではなく、里親会専用の口座を開設していただきます。なお、新規口座開設の際には会の規約が必要になります。会則のひな形を用意してありますので必要に応じて作成してください。

Ｑ：活動していたらハチの巣を見つけたがどうすれば良いですか？

Ａ：公園緑地課まで連絡をいただければ巣の撤去を行います。植え込みの中や枝の茂みの影などの、一見わかりにくい場所に巣がある場合が多いので、ハチが出入りしている場所を見かけたり、姿が見えないのに飛んでいる音が聞こえたら注意してください。

Ｑ：犬の散歩はいけないのですか？

Ａ：小山市では以前から、公園での犬の散歩はご遠慮していただいておりました。しかし令和4年度に城山公園、思いの森、やすらぎの森にて試験的に犬の散歩ができるよう開放をした結果、ルールやマナーが守られていることが確認できましたので、正式に開放するとともに、令和5年度から散歩可能な公園を増やしています。現在は15公園で犬の散歩が可能となっており、今後も犬の散歩が可能な公園を増やしていく方針ですので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

５　市への手続き・報告

**（１）結成届**

里親会を結成したときに提出します。様式は公園緑地課にあります。また、結成時に会則が必要となる場合は会則のひな型もお渡ししますので、併せて作成してください。

**（２）助成金交付申請書**

毎年度、４月～５月に提出いただきます。１年間の活動予定と、役員が変更になった場合の役員名簿並びに里親会の構成員を明記していただきます。毎年度、４月に前年度の会長宛に様式を送付させていただきますので、実績報告書とともに提出をお願いします。また、会長が変更になる場合には新会長への綿密な引継ぎを行っていただきますようお願いします。

**（３）活動実績報告書**

前年度の里親会の活動状況の報告として４月に提出いただいています。助成金の活用について把握するため、購入した資材の数量、金額、会議費等の領収書およびレシートの写し又は決算書の写し、活動内容がわかる写真の添付をお願います。

６　里親会に関連する法律や条例及び許可手続きについて

**（１）都市公園法**

日本全国の公園整備や管理の大本になるのが「都市公園法」です。この法律により、公園の定義や施設を設置する基準、公園の管理について定められています。昭和３１年に制定され、改定を重ねて今に至っています。

**（２）小山市都市公園条例**

国の都市公園法を基に、小山市における公園の設置や管理について定めたものが小山市都市公園条例になります。昭和４０年に制定され、公園内の施設の設置、公園利用における制限や禁止事項について記載されています。

**（３）小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例**

公園を整備するうえで必要なバリアフリー化についての基準について記載されています。園路の幅や勾配など誰もが公園施設を利用できるように整備基準を設けてあります。平成２４年度に制定されました。

**（４）小山市環境美化条例**

空き缶やたばこの吸殻などのポイ捨て禁止、犬の糞を放置することや犬を放すことの禁止などが明記されています。これらの事項を定めて、市民の環境美化意識の高揚を図ることにより、良好な生活環境の保全に寄与することを目的としています。当然ながら公園におけるこれらの行為も禁止されています。

**（５）公園内行為許可について**

公園でイベントを行ったり、グランドゴルフを行ったりする場合は原則として都市公園条例に基づき、所定の手続きが必要になります。

許可にあたっては、原則として公園使用料が発生しますが、自治会の行事であったり、市の行事である場合は使用料免除となります。ある一定の市民のみが使用することになりますので、忘れずに許可申請を行ってください。

許可にあたっては、行事の内容、申請者の違いなどにより、許可できる場合とできない場合があります。（例えば地域とは関係のない者が営利を目的とした物品の販売は認めていません）

里親会とは関係のない団体によるイベントや映画・テレビの撮影などの許可を出す場合にはあらかじめ里親会の皆様に市から連絡をさせていただきますのでご協力をお願いします。

**（６）公園占用許可について**

公園内に都市公園法で決められた公園施設以外の工作物などを第三者が設置する場合に行います。具体的には、公園とは関係のない電柱や電線などがありますが、占用できる物件は公園の良好な維持・保全のため、都市公園法によって厳しく制限されています。許可にあたっては、占用料が発生し、原則として有償となります。

自治会等が設置する「自主防災会倉庫」などは占用料が免除され、無償となっています。占用物件に応じて許可期間が定められ、継続するには更新手続きが必要となりますので注意願います。

【使用料の使い道】

公園内行為許可使用料や公園占用料などによる収入は市の歳入として扱われ、公園の維持管理にも充当されています。

７　小山市の公園と公園に関する担当部署について

**（１）小山市の公園**

小山市内には「小山運動公園」や「小山総合公園」などの大きな公園から開発行為によってつくられた小さな幼児公園、広場も含めると、令和５年度末時点で3４３箇所あります。

**（２）公園の種類**

公園は、その大きさや機能により分類しています。

1. 幼児公園

都市公園法上の規定はありませんが、ある一定の規模で住宅を分譲するなどの行為の場合、行為面積の３％の公園を開発業者が設置する義務があります。公園の完成後、市に帰属され、小山市が管理する公園となります。小山市の「人と企業を呼び込む施策」と立地条件の良さにより最近では開発行為がたくさん行われ、2２６箇所の公園があります。

1. 街区公園

最も市民生活に身近な公園で、ゆっくり歩いていける範囲内（半径２５０ｍ）に広場や遊具などを備えた公園です。１箇所あたり０．１ｈａ～０．２５ｈａを標準として配置しており、市内に９２箇所あります。近年では、整備時にワークショップを実施して地域の皆様の意見を取り入れた特色のある公園を整備しています。（以前は「児童公園」と呼ばれていました。）

③近隣公園

街区公園の機能に加えて、少年サッカーや少年野球などの運動ができる広場や、野原などを備えた公園です。主として半径５００ｍの範囲内に居住する方々の利用を想定しており、1箇所あたり２ｈａを標準として配置しています。城東公園や駅東公園、城南公園がこれにあたり、全部で１3箇所の公園があります。

1. 地区公園

街区公園、近隣公園よりもさらに大きな公園が地区公園です。広さの特徴を活かし、地域の方々がスポーツを楽しむことができる施設の設置や歴史、自然環境を保全するなど、地域の特徴を活かした公園整備をしています。主として半径１ｋｍの範囲内に居住する方々の利用を想定しています。城山公園、あけぼの公園、間々田八幡公園、間々田美しが丘公園の４公園が地区公園です。

⑤総合公園

小山市民全員の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用のために設置される公園です。１箇所あたり１０ha～７５haを標準としています。小山市には、外城の小山総合公園と新小山市民病院に隣接する小山思いの森の２公園があります。小山総合公園は、体育館、プール館をはじめ、複合遊具施設や、レンタサイクル、バーベキュー広場などの施設を備えた公園で、１９ｈａの広さがあります。

⑥運動公園

競技が可能な運動施設を備えた面積１５ｈａ～７５ｈａを標準とした公園です。小山には向野に小山運動公園があります。陸上競技場兼サッカー場、硬式野球場、軟式野球場、テニスコートなどがあり、最近では、競技を行っていなくても多くのジョギングする人や散歩をする人が利用しており、２０ｈａの広さがあります。その他、思川緑地や石ノ上河川広場等の河川敷を利用した公園もあります。

⑦特殊公園

風致公園、歴史公園など、特殊な公園で特徴的な景観歴史的建造物を保存活用した公園です。小山には、やすらぎの森（環境課）や乙女かわらの里公園（文化振興課）、おやま縄文まつりの広場（文化振興課）などがあります。

**（３）担当部署**

小山市都市整備部公園緑地課

　〒３２３－８６８６　小山市中央町１－１－１（庁舎４階）

1. 緑化推進係（２２－９８８１）

・都市緑地の保全及び緑化に関すること

・公園の占用に関すること

・公園内行為に関すること

・公園施設の貸し出しに関すること

1. 公園整備係（２２－９８８６）

・公園、緑地等の調査、計画及び施行に関すること

1. 公園管理係（２２－９８７７）

・公園、緑地等の維持保全及び修繕に関すること

・公園等愛護里親会に関すること